

平成26年第4回熊野町議会定例会

会議録（第2号）

1. 招集年月日 平成26年12月10日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成26年12月11日

~~~~~  
4. 出席議員（14名）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 沖田 ゆかり  | 2番 片川 学    |
| 3番 時光 良造   | 4番 民法 正則   |
| 5番 荒瀧 穂積   | 6番 大瀬戸 宏樹  |
| 7番 藤本 哲智   | 9番 山吹 富邦   |
| 10番 山野 千佳子 | 11番 久保隅 逸郎 |
| 12番 中原 裕侑  | 14番 佛圓 大源  |
| 16番 馬上 勝登  |            |

~~~~~  
5. 欠席議員（1名）

13番 尺田 公造	15番 南田 秀夫
-----------	-----------

~~~~~  
6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|       |       |
|-------|-------|
| 町 長   | 三村 裕史 |
| 副町長   | 立花 隆藏 |
| 教育 長  | 林 保   |
| 総務部長  | 内田 充  |
| 民生部長  | 清代 政文 |
| 建設部長  | 森本 昌義 |
| 教育部長  | 藤森 孝弘 |
| 総務部参事 | 石井 節夫 |
| 総務部次長 | 岩田 秀次 |
| 民生部次長 | 光本 一也 |

|        |      |
|--------|------|
| 建設部次長  | 民法勝司 |
| 教育部次長  | 三村伸一 |
| 企画財政課長 | 宗條勲  |
| 商工観光課長 | 時光良弘 |
| 税務課長   | 貞永治夫 |
| 福祉課長   | 加島朋代 |
| 住民課長   | 西村隆雄 |
| 健康課長   | 隼田雅治 |
| 生活環境課長 | 中井雅晴 |
| 都市整備課長 | 曾根和典 |
| 開発指導課長 | 林武史  |
| 上下水道課長 | 沖田浩  |
| 生涯学習課長 | 中村憲治 |
| 会計課長   | 光本琴音 |

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---------|-------|
| 議会事務局長 | 立花一郎 |
| 議会事務局書記 | 小川征一郎 |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程（第2号）

開会宣告

- 日程第 1 報告第 7号 専決処分した損害賠償の額の報告について
- 日程第 2 報告第 8号 専決処分した損害賠償の額の報告について
- 日程第 3 議案第 4 3号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第 4 4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第 4 5号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 4 6号 熊野町放課後児童センターの設置及び管理に関する条例及

び放課後児童クラブ設置運営条例の一部を改正する条例案  
について

日程第 7 議案第 47号 熊野町児童医療費支給条例の一部を改正する条例案につい  
て

日程第 8 議案第 48号 熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

日程第 9 議案第 49号 町道の路線認定について

日程第 10 議案第 50号 財産の無償譲渡について

日程第 11 議案第 51号 平成26年度熊野町一般会計補正予算（第3号）について

日程第 12 議案第 52号 平成26年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第  
2号）について

日程第 13 議案第 53号 平成26年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
について

日程第 14 議案第 54号 平成26年度熊野町上水道事業会計補正予算（第2号）に  
ついて

日程第 15 議案第 55号 財産の処分について

日程第 16 発議第 2号 老朽化している教育施設の整備促進を求める決議案

~~~~~〇~~~~~

9. 議事の内容

（開会 9時30分）

○議長（馬上） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、昨日に引き続き会議
を再開いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） これより日程第1、報告第7号、専決処分した損害賠償の額の報告につ  
いて報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 報告第7号、専決処分した損害賠償の額の報告につきまして、報告理由

を御説明申し上げます。

専決処分した損害賠償の額につきましては、平成26年10月6日に平谷地区の町有歩道部における草刈業務中、呉市在住の個人が所有する軽自動車に小石が飛び当たり、当該軽自動車の後部ガラスに損害を負わせたものでございます。この修理費用の2万5,088円について損害賠償額として示談が成立したことから、「町長の専決処分事項の指定について」第2号の規定により、専決処分したものでございます。

ここに御報告申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 報告に対する質問はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第2、報告第8号、専決処分した損害賠償の額の報告について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 報告第8号、専決処分した損害賠償の額の報告につきまして、報告理由の御説明を申し上げます。

専決処分した損害賠償の額につきましては、平成26年10月23日に出来庭地区の町道における草刈業務中、熊野町在住の個人が所有する普通自動車に小石が飛び当たり、当該普通自動車の車両に損害を負わせたものでございます。この修理費用の48万6,400円について損害賠償額として示談が成立したことから、「町長の専決処分事項の指定について」第2号の規定により、専決処分したものでございます。

ここに御報告申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 報告に対する質問はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） お諮りいたします。これより日程第3、議案第43号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第4、議案第44号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第43号及び、日程第4、議案第44号を一括議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第3、議案第43号及び、日程第4、議案第44号を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第43号、議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案及び、議案第44号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院勧告に基づき行われる特別職の国家公務員における改定内容に準じ、年間の期末手当を0.15カ月分引き上げるものでございます。この改正により、年間の総支給月数は3.1カ月となり、影響額といたしましては、年間で約71万9,000円の増額となります。

続きまして、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきましても同様の改正でございます。内容につきましては、年間の期末手当について0.15カ月の引き上げを行い、総支給月数は一般職と同様、4.1カ月となります。影響額といたしましては、年間で約38万6,000円の増額となります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第43号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第43号については原案のとおり可決されました。

続いて、議案第44号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第44号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第5、議案第45号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第45号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案につきましては、労働基本権制約の代償措置である人事院の勧告を踏まえ、職員の給料、また通勤手当、勤勉手当等の各種職員手当について、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） それでは、議案第45号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明を申し上げます。お手元にお配りしております資料3をごらんください。

それでは、初めに、1、趣旨でございます。人事院では、毎年、公務員と民間の給与に関する調査を行っておりまして、公民較差を是正するための勧告を行っております。本町におきましても、従来より人事院の勧告、広島県人事委員会勧告、また県下の自治体の状況を踏まえまして、職員の給与に関して所要の改正を行っておりますことから、このたびもこれらに準じ、給与条例を改正するものでございます。

次に、主な改正内容について御説明をいたします。

2、民間給与との較差等に基づく改正の（1）改正事項をごらんください。条例案では、第1条の改正内容となります。

まず、①の給料でございますが、平成26年4月分の給与において、公務が民間を下回っていたことから、主として若年層に重点を置いた形で給料表の引き上げを行います。引き上げ幅はおおむね0.3%です。

次に、②通勤手当につきまして、自動車や自転車等を使用して通勤をしている職員の通勤手当を、距離区分に応じて引き上げます。引き上げの額といたしましては、100円から最大で7,100円でございます。

次に、③勤勉手当でございますが、平成26年12月分の支給月数を、0.675カ月から0.825カ月へ、0.15カ月の引き上げ改定を行います。

これらの改正による、職員全体の年間の影響額につきましては、（2）に記載しておりますように、給料が約198万8,000円、通勤手当が約31万4,000円、勤勉手当が約761万8,000円の増額となります。

なお、給料の引き上げに伴い、地域手当、管理職手当、時間外勤務手当等の各種職員手当、医療・年金等の共済組合に対する共済費につきましても、給料に連動して算定されることから、それぞれ約83万5,000円と約185万7,000円の増額となります。

（3）施行日につきましては、給料及び通勤手当につきましては平成26年4月1日に遡及し、勤勉手当につきましては平成26年12月1日に遡及し適用いたします。このため、既に支給しております給与との差額分については、別途差額支給することといたします。

続きまして、3、給与制度の総合的見直しに基づく改正でございます。条例案では第2条で、下段の(2)にありますように、平成27年4月1日から施行となる改正内容となっております。

まず、①給料でございます。給与制度の総合的見直しとありますが、これは民間賃金の低い地域における実情をより反映させるため、給料表の見直しを行うものでございます。

内容といたしましては、若年層に配慮し1級の全体及び2級の初任給に係る給料表は据え置き、その他の号給については全体的に引き下げとなります。このため、この改定による給料減額の緩和措置として、平成30年3月31日までの3年間、給料表の引き上げ前との差額保障がなされることとされております。

次に、②単身赴任手当でございます。民間の実態を考慮し、基礎額及び職員の住居と配偶者の住居との間の距離区分に応じまして支給される加算額について、引き上げ改定を行います。また、従来は支給対象から除かれておりました再任用職員に関しましても、単身赴任手当を支給するという改定でございます。なお、本町では規定としてはございますが、この単身赴任手当の支給実績はございません。

次に、③の管理職員特別勤務手当でございますが、現在、管理職員が土日及び祝日に臨時または緊急の必要により勤務した場合にのみ支給規定がございますが、これに、災害への対処等の必要により、平日の午前0時から午前5時までに勤務した場合を加える規定を設けるものでございます。

次に、④勤勉手当でございます。民間との較差に基づく改正でございますが、施行日の関係上、第2条に規定するものでございます。内容といたしましては、平成27年度以降の6月、12月における支給月数を、0.75カ月に改正いたします。先ほど、第1条の勤勉手当の改正で御説明いたしましたが、この第2条の改正は、引き上げ分の0.15カ月を6月分、及び12月分に均等に配分するものでございますので、この資料の表にもございますように、年間の支給月数には変更はございません。この第2条の施行日につきましては、先ほど申しましたとおり、平成27年4月1日でございます。

最後に、資料にはございませんが、企業職員につきましても同様、管理職員特別勤務手当の拡充、再任用職員へ単身赴任手当を支給することができるよう、第3条において「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」の改正を行います。

説明は以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第45号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第45号については原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） これより日程第6、議案第46号、熊野町放課後児童センターの設置及び管理に関する条例及び、熊野町放課後児童クラブ設置運営条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第46号、熊野町放課後児童センターの設置及び管理に関する条例及び、熊野町放課後児童クラブ設置運営条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町放課後児童センターの設置及び管理に関する条例及び、熊野町放課後児童クラブ設置運営条例につきましては、いずれも放課後児童クラブに関する条例ですが、子ども・子育て支援新制度により、放課後児童クラブの対象児童が小学校3年生から小学校全学年まで拡大されることにより、その一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、民生部次長から説明させます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~  
○民生部次長（光本） 議案第46号、熊野町放課後児童センターの設置及び管理に関する条例及び熊野町放課後児童クラブ設置運営条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、説明いたします。

資料4をごらんください。

まず、1の趣旨ですが、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートするに当たり、児童福祉法の改正が行われました。それに伴い、さきの9月議会におきまして、熊野町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例を定めたとところでございますが、この基準条例に従い、第三小学校内及び第四小学校内にある放課後児童センターの設置及び管理につきまして、また児童クラブの設置運営についての条例を改正するものでございます。

次に、2の主な改正内容です。

(1) 熊野町放課後児童センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、児童クラブの対象児童がこれまでの小学校の1年生から3年生までであったものが、小学校6年生まで拡大されたことから、第1条の目的に記載の「小学校低学年児童等」を「小学校の児童」に改めるものでございます。

続いて、(2) 熊野町放課後児童クラブ設置運営条例の一部改正についてです。

第3条の対象児童については、これまで小学校の1年生から3年生までだったものが、6年生までの児童に拡大されたことから、「小学校に在籍する児童」に改めるものです。

また、第10条の指導員については、指導員の名称を放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例第10条に倣い、「放課後児童支援員」及び「補助員」となる「職員」に改めるものです。

別表については、熊野町第一児童クラブ3組と、熊野町第四児童クラブ3組のクラスを追加することから、名称、位置、施設名を追加するものでございます。

なお、この二つの条例の施行期日は、平成27年4月1日としております。

以上でございます。

~~~~~  
○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

沖田議員。

〇1番（沖田） 指導員から職員に名称が変わるということで、内容的には変わらないんでしょうか。

〇議長（馬上） 光本民生部次長。

〇民生部次長（光本） 新制度で現在の指導員の名称が職員に変わります。特に、このたび明確に職員の規定として設けられましたのは、その職員、支援員について資格要件が特に定められました。今までのガイドラインで特に定めはございませんでしたが、新制度からは保育士、幼稚園の教諭、小・中・高の教諭、それと児童クラブ等の事業の2年以上のキャリアがあるものを支援員とすると。その資格等がない方についてを補助員と定めるというふうになりました。これが大きな点でございます。

以上です。

〇議長（馬上） 民法議員。

〇4番（民法） 前回の全員協議会でも沖田議員が問われましたけど、ちょっと2点ほどお聞きしたいことがございます。放課後児童クラブの対象児童が3年生から6年生まで広がるということは、保護者にとって安心して働けるということで大変いいことだと思います。

今回の改正を見ますと、児童クラブが2組ふえます。クラスがふえれば当然、指導員、今回の改正で職員になるわけですが、指導員の人数もふえると。四つの児童クラブはそれぞれ一つの職場で、人数が多くなれば各指導員の指導や労務管理など、業務もふえるのではなかろうかと思えます。現在、各児童クラブにはどのくらいの指導員がいて、指導員の管理は主任がまとめられていると思えますが、町は各クラブの状況をどのように把握しているのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

〇議長（馬上） 光本民生部次長。

○民生部次長（光本） 児童クラブの指導員の数でございますが、今四つの児童クラブに指導員を配置しておりますが、現在28名の指導員を雇用しております。

それと、各児童クラブでの指導員の運営上の指導監督ということでございますが、基本的には週1回、担当の職員が現場である児童クラブに赴きまして、事務連絡等の指示を行っております。その際、いろいろな気づきであるとか、児童に対しての気づき、それと保護者等からの苦情も含めて、そういった情報収集と指導のほうというか、指示のほうを行っております。

また、定期的に行います連絡会議につきましては、3月に1回、主任指導員と担当職員、これは私も出席しますが、連絡会議のほうを持っております。

それと、非常時等、特に子供さん、小学生ちょうど元気のいいころなので、事故、けが等もちょくちょくございますので、そういった場合には、当然、随時臨時の会議等を持ちながら、また保護者の方も含めた対応も含めて指導員のほうをきちっと指導しておるような状況でございます。

また、昨今は発達に課題のある児童もやっぱりおられますので、そのあたりは小学校の先生方、それと児童クラブの主任指導員、それと民生課の職員等で連絡会議等を持っております。大体そういったところでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） 今、お聞きしたら週1回事務連絡をされているということと、3カ月に一遍、主任さんと呼んでの会議ということで、町も児童クラブの管理に積極的に取り組み、指導員の資質向上と働きやすい職場の改善をお願いしたいと思います。

次に、保護者の中には子供たちが外で遊ぶ時間が少ないという声を何人かの人から聞きました。当然、外で遊ぶとけががあるとかいう面もあろうかと思うんですが、教室に入ってビデオを見せてじっとしとれというようなこともお聞きします。条例第1号の目的にありますように、適切な遊び及び生活の場を与えてほしいという要望をお聞きいたしますが、一般的に児童クラブの生活はどういう状況なのか、聞いてみたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 児童クラブでの1日の流れを御説明いたしますと、まず放課後、学校が終わってから児童クラブに子供がやってまいります。基本的にはまず流れとしまして、宿題をまず子供たちにしてもらおうということで、児童クラブ室内の中でまず宿題をさせます。大体30分から1時間ぐらいかかるようでございますが、宿題を済ませて外のほうで遊んだりとか、中で遊びたい子供については教室の中で遊ぶというような形、これは自由に遊びの時間は設定しております。

特に、子供を迎えに来られる、児童クラブが終わって保護者の方が迎えに来られますが、最長6時までお預かりします。6時にお迎えに来られるときには、できるだけ児童クラブ室内で保護者の方にお渡しするというようにしておりますので、約30分前ぐらいになりますと、部屋に子供たちを入れて、その間、本を読んだりとか、ビデオを見ては保護者が迎えに来るのを待つというような形にしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） ありがとうございます。これからも児童と保護者が安心して利用できるような改善はできるところから改善していき、保護者と学校との連携を十分、これからも図っていただきたいと思います。ありがとうございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） 先ほどの指導員から職員に変わるといったことに付随するんですけども、現在、指導員として来ていただいている方々が、今回資格基準を設けたことにより補助員ばかりになる、もしくは支援員として資格のない方がいらっしゃるのでは対応に困るといったようなことはないのでしょうか。現在、指導員として来られている方が基準から外れるので、また来ていただく方を人選しなければならないとか、そういった問題は大丈夫なんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 指導員につきましては、先ほど民法議員から御質問のありました現在の人数は28名です。そのうち、このまま来年度新制度に移行した場合、資格のある方、支援員として働いていただける方は28名中、今22名おられます。6名がキャリアが2年に満たないと、4月1日時点で満たない方の補助員として6名ございます。

ただ、来年度から学年が拡大しますので、特に第一児童クラブと第四児童クラブについては、1教室ふえることとなりますので、大体7名の増員を見込んでおります。ということで、今も指導員について、なっていたきたいということでいろいろ当たっております。広報等でも指導員の募集という形で載せております。ということで、指導員の確保は急務というように考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第46号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第46号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第7、議案第47号、熊野町児童医療費支給条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第47号、熊野町児童医療費支給条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町児童医療費支給条例の一部を改正する条例案につきましては、熊野町児童医療費支給制度は、小・中学生の入院費の自己負担分を助成する制度でございますが、その制度における受給者証の審査方法の取り扱いについて、一部改正するものでございます。

詳細につきましては、民生部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 議案第47号、熊野町児童医療費支給条例の一部を改正する条例案の詳細について、説明いたします。

資料5をごらんください。

熊野町児童医療費支給制度は、小・中学生の入院費の自己負担分を助成する本町独自の制度でございます。対象者は、児童を養育している者で、養育者の所得が本条例施行規則に規定する所得制限限度額未満の者としております。受給者証の申請手続については、随時申請を受け、所得審査を経て受給者証を交付しております。

所得審査については、誕生月が1月から5月末日までの児童が「前々年」の所得額、6月から12月末日までの児童が「前年」の所得額で行っておりますが、このうち「6月1日生まれ」の児童につきましては「前年」の所得額が確定する6月1日以降でなければ、正確な審査ができないという矛盾を抱えております。この矛盾を解消するとともに、本年9月定例議会におきまして、6月1日生まれの乳幼児の所得審査を「前年」から「前々年」に改めた乳幼児医療費支給条例との整合性を図るため、本条例を改正するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、本年10月1日から適用することとしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第47号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第47号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(馬上) これより日程第8、議案第48号、熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第48号、熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、健康保険法施行令の一部を改正する政令に基づき、出産育児一時金の額を39万円から40万4,000円に改正するものでございます。

詳細につきましては、住民課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(馬上) 西村住民課長。

~~~~~○~~~~~

○住民課長(西村) 議案第48号、熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきまして、詳細を御説明いたします。

お手元の資料6をごらんください。

現在、国民健康保険の加入者が出産した時は、出産育児一時金といたしまして39万円、そしてこの出産が産科医療補償制度に加入している病院等であった場合には、この制度の掛金でございます3万円が加算され、総額として42万円が支給されております。

このたびこの産科医療補償制度における補償額の推計などから、本制度の掛金3万円が1万6,000円に減額されることになりました。

しかしながら、昨今の出産費用の状況などから、支給総額42万円は維持することとされまして、健康保険法施行令におきまして、出産育児一時金の額がこれまでの39万円から40万4,000円に改正されましたことから、本条例もこれに合わせて改正するものでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） ちょっとわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

少子化の時代でございます。大事なお子さんを出産するという中で、重度脳性麻痺の発生率ですね。

もう一つは、産婦人科医がちょっと人気がないという表現はあれですが、リスクが高いものですから少なくなられて、周辺でも産婦人科が減って、多分大病院のほうへどんどん集約されてらっしゃる状況かなと思っておりますが、このあたり、今、産科の状態はどんな状態か教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 西村住民課長。

~~~~~○~~~~~

○住民課長（西村） まず、発生率についてでございます。実はこの制度が発足されたのが平成21年4月1日以降となっております。全国におけるこれまでの脳性麻痺の補償対象者が、26年11月末まででございますが、1,000人余りと報告されております。年間約100万人の出生がございますので、この数値で申しますと0.01%、1万人に1人程度の確率になろうかなという計算になります。

続いて、病院等については、ごめんなさい、私のほうでは詳細は承知しておりません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~



○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第48号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第48号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第9、議案第49号、町道の路線認定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第49号、町道の路線認定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

町道の路線認定につきましては、くまの産業団地1号線ほか2路線を、道路法の規定に基づき町道として路線認定を行うものでございます。

詳細につきましては、建設部長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 議案第49号、町道の路線認定の詳細につきまして、お手元の資料、35ページからの資料7により御説明いたします。

場所につきましては、37ページに「路線一覧図」を、また、各路線の詳細につきましては38ページ以降に位置図及び公図を添付しておりますので、御参照ください。

それでは35ページ、路線認定一覧表をごらんください。今回の路線認定は、完成したくまの産業団地内の道路3路線を町道に認定するものでございます。

まず、1番の路線番号697、くまの産業団地1号線は、延長280.7メートル、幅員7メートルで、起点は県道矢野安浦線の接続部、字深原平2682番117地先、終点が98番142地先です。次に、2番の路線番号698、くまの産業団地2号線は、

延長301.3メートル、幅員7メートルで、起点は字深原平98番32地先、終点が98番167地先です。最後に、3番の路線番号699、くまの産業団地3号線ですが、延長62.7メートル、幅員7メートルで、起点は字深原平98番130地先、終点は98番129地先です。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

荒瀧議員。

~~~~~〇~~~~~

○5番（荒瀧） 済みません、初歩的な話でございますが、路線というのは地先から地先へ行くわけでございますが、これなぜ3路線が必要なんでございますか。最短で書けば二つで済むように思いますけど。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~〇~~~~~

○建設部長（森本） まず、産業団地内、4区画道路、4区画の施設というか、売り地、平たいところを設けております。まず、一番1号線につきましてはどんつきまでつけますけれども、あともし大きな企業が来た場合に、全部二つ分けてくれと、そうすれば道路が要らなくなるじゃないかということも出てまいろうかと思っております。そのために大きな区画、2区画については、青色の部分699ということになるんですが、それをちょっと設けさせていただいたという経緯がございます。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） ほかにありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第49号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第49号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~  
○議長(馬上) これより日程第10、議案第50号、財産の無償譲渡についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~  
○町長(三村) 議案第50号、財産の無償譲渡につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

財産の無償譲渡につきましては、くまの産業団地の完了に伴い、これに係る砂防施設用地の土地について、国に帰属する旨、建設時の許可条件に規定されていることから、宇深原平98番119ほか5筆の土地について、無償譲渡を行うものでございます。

詳細につきましては、建設部長から説明させます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~  
○議長(馬上) 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~  
○建設部長(森本) 議案第50号、財産の無償譲渡についての詳細について、御説明を申し上げます。

資料33ページ、資料8をごらんください。

くまの産業団地として砂防施設を整備しました町有地にて、地方自治法(昭和22年法律第67条)第96条第1項第6号の規定に基づき、財産の無償譲渡を行うものです。これは、くまの産業団地に存在していました砂防河川について、今回の造成により変更となったため、代替水路として整備しました砂防施設でございます。

この砂防施設(砂防堰堤、堆砂敷、流路工)の完成に伴い、管理は広島県で行うこと、その用地については国(国土交通省)に帰属することを、建設時の許可条件に規定され

ていることから、用地について無償譲渡をするものでございます。

1の財産の表示をごらんください。左の欄、字深原平98番119ほか5筆の砂防施設用地、合計面積7,665平方メートルを国に無償譲渡を行うものです。

続きまして、資料の41ページ、資料8をごらんください。図面に示したくまの産業団地地番区域図が現在の地番状況です。図面上、オレンジ色で示している地番6筆が砂防施設用地として無償譲渡する用地となっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 完成をいたしまして、早々に販売のほうもめどが立ったようでございますが、造成とか、こういう開発をした経験のある者は常に考えるんですね、管理が後から大変なことになってくるんですね。今回の場合は県とも共同でやる事業でございましたし、できるだけ管理費がかからんような、のり面なんかは特に差し上げてもいいんじゃないかと思うんですが、そのあたりの交渉はどんなやり方をされましたでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） まず、県と共同で工事を行ったわけです。県の部分につきましては、トンネルの残土処理地ということで、その土砂処理及び危険な溪流であります、砂防の工事を県のほうで行っていただいたわけですが、土地に関しましては全て熊野町に今切っておる状況でございます。のり面につきましても熊野町名義、もちろん熊野町名義になります。ただ、今議員御指摘のように、必ずのり面の管理費等がかかってまいります。ざっと推計して、年間300万円程度かなと。これははっきり言うて切りがございません、どこからどこまでやるかというのは。それによってお金も随分違ってまいります。

しかしながら、先ほど議員言われたように、ありがたいことに一つ何とか販売できそうな状況にございますので、その方々には迷惑がかからないように、できるだけことはしたいというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長（馬上） 荒瀧議員。

〇5番（荒瀧） 問題点は認識されてらっしゃるようなんですが、できるだけそういうランニングコストを落とすという目標で交渉をぜひしていただきたいということと、路線価もここは発生していると思うんですが、年間、固定資産税はお幾らぐらい発生しそうでございますか。

〇議長（馬上） 貞永税務課長。

〇税務課長（貞永） こちらのほうなんですけれども、1月1日時点の土地の状況ということになりますので、今のところ1月1日時点では建物が建っていないだろうということになりますので、雑種地扱いということになるかと思っておりますので、今見込みとしては今の4区画であれば100万ちょっと超えるぐらいの税額になるかなというふうに思われます。

以上です。

〇議長（馬上） 荒瀧議員。

〇5番（荒瀧） 4区画というのは全部の区画あわせてということですか。

〇議長（馬上） 貞永税務課長。

〇税務課長（貞永） 税額としましては、1月1日時点については売れる1区画が税額の対象となるんですが、あとの4区画は熊野町のままでするので、課税はないので、4区画がもしも売れたとして、100万ちょっとというふうにご考えております。

以上です。

〇議長（馬上） 荒瀧議員。

(休憩 10時28分)

(再開 10時50分)

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第11、議案第51号、平成26年度熊野町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第51号、平成26年度熊野町一般会計補正予算（第3号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,024万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を78億3,359万7,000円とするものでございます。

歳入予算の主な内容は、13款 国庫支出金の1項 国庫負担金は、障害者自立支援等諸費国庫負担金の追加交付に伴う173万5,000円の増額、児童措置費の減額に伴う児童手当国庫負担金510万円の減額などでございます。

14款 県支出金の1項 県負担金においても、障害者自立支援等諸費県費負担金の追加交付に伴う86万7,000円の増額、児童措置費の減額に伴う児童手当県費負担金133万円の減額などでございます。

2項 県補助金は、平成27年4月から農家台帳の公表に向けた事業費に対する農業費補助金154万2,000円の増額、災害時に避難所になる町民会館の屋根に太陽光発電設備を設置するため、グリーンニューディール基金事業補助金200万円の増額でございます。

3項 県委託金は、家庭教育支援アドバイザー1名分を県で直接雇用したことから、学力向上総合対策事業委託金324万2,000円の減額でございます。

17款 繰入金は、基金繰入金3,391万1,000円の増額、19款 諸収入は、臨時職員社会保険料納付金202万7,000円の減額、市町村振興協会からの協働のまちづくり事業助成金の追加交付として200万円の増額などでございます。

20款 町債は、事業費の精査に伴い、1,250万円の減額でございます。

次に、歳出予算の主な内容でございます。

人事院勧告に基づく人件費の増額及び人事異動に伴う人件費の調整、平成25年度の

国及び県の補助金・負担金の精算による返還金、事業費の精査、財源更正などを計上しております。これらを除く各科目の主な内容について、御説明いたします。

2款 総務費の2項 企画費では、定住交流促進事業の「ふでりんミュージアム事業」を県が直接負担する事業として実施したことから、200万7,000円の減額でございます。

3款 民生費の1項 社会福祉費では、老人福祉一般事業において、災害時要援護者名簿の作成に必要な追加経費として59万4,000円の計上、2項 生活保護費では、生活保護費支給事業における扶助費の精査により950万円の減額、3項 児童福祉費では、申請者や対象者が見込みを下回ったことなどから児童手当支給事業で708万2,000円、児童扶養手当給付事業で487万9,000円、児童福祉施設入所委託事業で529万2,000円、保育所運営事業で700万円をそれぞれ減額しております。

放課後児童健全育成事業では、平成27年度から対象児童を3年生から4年生に拡大するため、施設の修繕費用64万円を計上しております。

5款 農林水産業費の1項 農業費では、平成27年4月からの農家台帳の公表に伴う調査及びシステム改修の費用154万2,000円の計上、単町農道基盤整備事業では、防災対策として水路の改修費用50万円を計上しております。

7款 土木費の2項 道路橋梁費では、防災対策の一環として、町内一円道路維持事業で、緊急に修繕及び舗装を必要とする箇所の改修費用400万円、3項 河川費においても同様に、河川の浚渫費用100万円を計上しております。

9款 教育費の3項 中学校費では、特別支援学級の生徒が快適に学校生活を送れるように、中学校施設維持管理事業により、トイレの改修及びスロープを設置する費用として162万円を計上しております。

6項 社会教育費では、グリーンニューディール基金事業補助金を活用して、災害時に避難所となる町民会館の屋根に太陽光発電設備を設置するため、公民館一般事務事業に設計費用200万円を計上しております。

以上が、第1条の歳入歳出予算の補正の概要でございます。

次に、第2条の地方債の補正は、起債の目的変更及び事業費の精査に伴い、追加、廃止するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） 民生費の生活保護費ですが、ここの増減の説明をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 27ページの生活保護費支給事業、扶助費でございます。950万円の減額につきまして、この内訳なんですけれども、基本となります生活保護費の扶助費約800万円減額、それと住宅扶助110万円、生業扶助40万円でございますが、主な理由は、生活保護の世帯が年度当初見込んでおりました世帯よりも約6世帯、人数にしまして7名ほど、当初見込みより世帯人員、世帯が減っております。そのことに伴う生活扶助費等の減額でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） では、一般事務事業の4,700万円というのは、これはどういう関係になるんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 一般事務事業の4,784万8,000円でございますが、これは前年度、25年度の精算を実績報告等で国にします。ということで、当初見込んでおりました生活保護費の給付費、扶助費になりますが、それが実績精算することによりまして、翌年度、今年度に入って実績報告等をして国に報告した結果、生活保護費の場合は国庫負担が4分の3でございます。4分の3の要は返還分が4,784万8,000円ということで、返還するものでございます。

なお、当初見込んでおりました扶助費の見込額が約3億2,000万円でございます。

最終的に実績報告をしました扶助費の額が2億7,000万円でございます。その4分の3がこの4,784万8,000円という額でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 中原議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（中原） ちょっとわからんのじゃが、報告のお金が50万円出るわいね、それはどこから出す、一応。損害賠償の額はどこから出す。予備費かどこから出すんじやろ。それは今回は上がってないということ。専決処分した額。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） 損害賠償の額は、保険会社から直接相手方のほうに入りまして、町の予算を経由いたしません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 佛圓議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（佛圓） 31ページ、農地利用状況調査というのがあるんですが、金額より、前回も農業調査をされたときにハローワークで応募してから調査に歩いてるんだという現地での話だったんですが、全然熊野の地理もわからない人がハローワークに応募されて、調査に歩かれても、全然無意味だったように思います。この点、どういふ方々に何名ぐらいでされるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 曾根都市整備課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（曾根） 農業委員会の方にやっていただきます。14名でお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 佛圓議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（佛圓） 町内の農業委員さんにお問い合わせされるわけですね。わかりました。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） ほかにありませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~  
○1番（沖田） 建設部門なんですけれども、町内一円道路維持事業、緊急工事のための400万円、できれば詳細を教えてくださいなんですけれども。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 民法建設部次長。

~~~~~○~~~~~  
○建設部次長（民法） 詳細、いろいろあるんですけれども、5路線の維持舗装工事ということになっております。路線名だけをちょっと述べさせていただきますと、例えば昭和線、それからの場線、宮ヶ迫2号線、こちらのほうが維持工事。それから、舗装工事で屯田上線、それから維持工事で深原団地線の5路線を予定しております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第51号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第51号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） これより日程第12、議案第52号、平成26年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第52号、平成26年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ4,095万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億8,561万6,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、3款 国庫支出金の1項 国庫委託金が1,620万円の減額、4款 繰入金の1項 一般会計繰入金が1,137万3,000円の増額、町債が3,530万円の減額でございます。

歳出予算の主な内容は、人事院勧告に基づく人件費の増額及び人事異動に伴う人件費の調整や国庫委託金の減に伴う事業規模の縮小により、1款 総務費の1項 総務管理費が426万1,000円の増額、2款 事業費の1項 下水道事業費が4,498万6,000円の減額でございます。

また、第2条の地方債の補正では、事業量の減少に伴い、下水道事業債の限度額である公共下水道事業債を9,330万円に、資本費平準化債を1億2,200万円に減額変更するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 事業がどこができなかったんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田上下水道課長。

~~~~~○~~~~~

○上下水道課長（沖田） どこができなかったというよりも、当初の補助申請に対します内示額が下がったということでございます。当初の申請額に対して内示額の割合が、今年度大体74%ぐらいまで下がった額が内示されたということでございます。

以上です。

〇議長（馬上） 荒瀧議員。

〇5番（荒瀧） 新宮方面でございましたか、事業が。だから、事業計画は遂行されておられると理解してよろしいでしょうか。

〇議長（馬上） 沖田上下水道課長。

〇上下水道課長（沖田） ただいま議員がおっしゃられたとおり、主に今新宮地区で下水道事業を行ってございます。その中で、工業団地がございますね。あちらのほう若干おくれが出ておるということでございます。

以上です。

〇議長（馬上） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

〇議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第52号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第52号については原案のとおり可決されました。

〇議長（馬上） これより日程第13、議案第53号、平成26年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長（三村） 議案第53号、平成26年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第2号）案につきまして、御説明を申し上げます。

保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ41万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を21億1,789万2,000円とし、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ8万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を932万円とするものでございます。

内容は、人事院勧告に基づく人件費の増額及び人事異動に伴う人件費の調整で、これに伴う一般会計からの繰入金の増額計上でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〇議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

〇議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第53号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第53号については原案のとおり可決されました。

〇議長（馬上） これより日程第14、議案第54号、平成26年度熊野町上水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長（三村） 議案第54号につきまして、御説明申し上げます。

平成26年度熊野町上水道事業会計補正予算（第2号）案につきましては、収益的収入予定額を230万3,000円増額し、総額を5億4,210万2,000円に、収益的支出予定額を221万4,000円増額し、総額を4億9,749万6,000円とするものでございます。

増額の主な内容といたしましては、平谷地区における開発地給水申請に伴う開発費収入の増加でございます。

また、本年7月に発生した初神配水池付近の落雷により施設の一部が破損したため、修繕費を増額するとともに、その費用の全額が保険適用されたため、雑収益を計上するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 平谷地区の開発計画をもうちょっと具体的にお知らせいただけませんか。  
しょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田上下水道課長。

~~~~~○~~~~~

○上下水道課長（沖田） これは開発行為ではございませんで、平谷地区の旧下河内建材跡地に筆屋さんを建てるというものでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） ほかにありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第54号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第54号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(馬上) これより日程第15、議案第55号、財産の処分についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第55号、財産の処分につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

財産の処分につきましては、くまの産業団地として整備を完了しました4区画の一部、資料8の位置図及び区画図でお示した1区画、2筆の合計5,136.14平方メートルを、議案に記載の相手方に売り払うことにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第55号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第55号については原案のとおり可

決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） これより日程第16、発議第2号、老朽化している教育施設の整備促進を求める決議案を議題といたします。

提案者から趣旨説明を求めます。

片川議員。

~~~~~〇~~~~~

○2番（片川） 老朽化している教育施設の整備促進を求める決議。

教育施設は、児童・生徒にとって学びの場、成長の場である。また、保護者や地域の人たちにとっては地域交流の場でもあり、さらには、災害時の避難所としての役割が求められる施設でもある。しかし、本町にある教育施設は、昭和40年代から50年代にかけての児童・生徒数の急増期に整備されたものが多く、教育施設の老朽化対策は喫緊の課題である。

本町においては、耐震化の推進を加速する国の方針も踏まえ、耐震補強工事を計画的に推進しており、平成27年度には工事が完了する見込みであるが、今後は、教育施設の大規模改修による老朽化対策を計画的に実施し、教育施設の環境整備に努める必要がある。

以上のことを踏まえ、課題解決に向けて、統廃合の検討も含み、早期に改修計画を策定し、教育施設整備を推進するよう求める。

なお、素案趣旨説明については、決議文をもって省略いたします。

平成26年12月11日。

広島県熊野町議会。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより発議第2号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、発議第2号については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

(散会 11時18分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員